

令和4年度 第1回天童市農業委員会総会 会議録

令和4年4月13日（水）午後1時30分 第1回天童市農業委員会総会を市役所5階大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	佐藤悦雄	2番	須藤隆司
3番	那須桂子	4番	松田康政
5番	仲野真	6番	三宅藤義
7番	高橋昭義	8番	五十嵐晋
9番	今野滋	10番	太田博巳
11番	梅津節子	13番	細矢幸市
14番	小川晋	15番	武田仁
16番	清野貢市	17番	荒沢亨
18番	五十嵐慶一	19番	堀越重助

2 欠席委員

なし

3 出席事務局職員

事務局長	結城誠一郎	事務局長補佐	結城篤彦
行政主査	浅井宏一郎	主事	大貫彰太

4 議事日程

第1 農業委員会憲章朗読

第2 開会

第3 議事録署名委員の指名

第4 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答」

「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

## 第5 議事

承認第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について

承認第2号 議決事件の取消しについて

議第1号 農地法第3条の規定による許可について

議第2号 農地法第4条の規定による許可について

議第3号 農地法第5条の規定による許可について

議第4号 令和4年度第1回農用地利用集積計画について

議第5号 天童農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

## 第6 閉会

## 5 議 事 録

午後1時30分 開会

議 長 　　ただ今より、去る4月6日付け天童市農業委員会告示第6号をもって招集しました令和4年度第1回天童市農業委員会総会を開会いたします。

　　本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配布しておりますので、日程第4の事務処理報告は読み上げを省略し、日程第5の議事のうち、「承認第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」、「議第1号 農地法第3条の規定による許可について」及び「議第4号 令和4年度第1回農用地利用集積計画について」は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取扱うことに御異議はございませんか。

（異議なしの声）

　　御異議がございませんので、そのように取扱うことに決定しました。

---

議 長 　　**日程第3** 議事録署名委員の指名を行います。

　　9番 今野 滋 委員

　　10番 太田 博巳 委員

　　両委員にお願いします。

---

議 長  
事務局長

**日程第4** 事務処理報告を求めます。

総会次第の事務処理報告を御覧ください。3月15日から本日の総会までの事務処理状況となっておりますので、御確認をお願いします。

次に総会資料を御覧ください。

1 ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答」です。件数5件、合計面積604.00㎡です。

2 ページ、「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」です。件数1件、合計面積681.00㎡です。

4 ページ、「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書（相続等）」です。件数11件、合計面積65,465.30㎡です。

7 ページ、「農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数1件、合計面積414.00㎡です。

同じく7ページ、「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数1件、合計面積412.00㎡です。

以上です。よろしくをお願いします。

議 長

ただいま、事務局から事務処理報告がありましたが、皆様から御質問等ございませんか。

（質問なし）

質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

---

議 長

**日程第5** 議事に入ります。承認第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

（総会資料に基づき説明。）

議 長

ただいま説明がありましたが、皆様から御質問等はございませんか。

（質問なし）

議 長

お諮りいたします。承認第1号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認め、承認第1号は承認することに決定しました。

---

議 長

承認第2号「議決事件の取消しについて」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

（総会資料に基づき説明。）

議 長 ただいま説明がありました。御質問等はありませんか。  
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。承認第2号は、申請のとおり許可の取消しを承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認め、承認第2号は承認することに決定しました。

ここで、議長職を交代します。

(堀越委員退室)

---

佐藤議長 議第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 (総会資料に基づき説明。)

佐藤議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、仲野 真委員。

仲野委員 申請事由のとおりです。

佐藤議長 2番、3番、清野 貢市委員。

清野委員 申請事由のとおりです。

佐藤議長 4番、太田 博巳委員。

太田委員 申請事由のとおりです。

佐藤議長 5番、小川 晋委員。

小川委員 申請事由のとおりです。

佐藤議長 6番、7番、8番、武田 仁委員。

武田委員 申請事由のとおりです。

佐藤議長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はありませんか。  
(質疑なし)

佐藤議長 お諮りいたします。議第1号は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

佐藤議長 御異議なしと認め、議第1号は許可することに決定しました。

佐藤議長 ここで、議長職を交代します。

(堀越委員入室)

---

議 長 議第2号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 (総会資料に基づき説明。)

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

須藤委員 1番、須藤 隆司委員。

須藤委員 農地改良届の案件です。4月5日事務局と現地確認した結果、整然としており、関係部署とも確認済だということですので申請のとおり問題ありません。

議長 2番、松田 康政委員。

松田委員 牛舎の増築案件です。現地調査を行った結果、申請事由のとおり問題ありません。

議長 3番、梅津 節子委員。

梅津委員 申請事由のとおり問題ありません。

議長 続いて、調査会委員の説明を求めます。

仲野委員 4月5日、高橋昭義委員と地区担当委員と調査いたしました。許可相当にあたると調査会で判断し、何ら問題ないと御報告申し上げます。

事務局 1番について補足説明をさせていただきます。平成25年から農地改良届として更新を重ねて盛土が行われてきた土地になります。併せて山林の部分は県の村山総合支庁から開発許可を受けて造成を行っているところでもあります。

事務局 昨年7月の熱海市土砂災害を契機としまして、天童市農地改良指導要綱を新たに定め基準を明確化いたしました。今回、農地改良届の更新申請がありましたが、基準を超える規模であったため、改めて農地の一時転用申請を出していただいたところです。当該農地は窪地であり、埋め立てるには相当の高さが必要です。また面積も7,000㎡ですので完了まである程度の期間が見込まれております。計画途中ということで、最終的には農地として利用すると伺っております。計画年まで盛土をした後、30cmから50cmにならしまして畑として利用する計画だと伺っております。

議長 ただいま説明がありましたが、御質問等はありませんか。

細矢委員 1番ですが、6か月以内に終わるといえることですか。

議長 事務局。

事務局 従来の農地改良ですと6か月以内で区切っております。一時転用では一般的に3年程度の期間が認められていますので令和6年までという申請期間として受理しております。

細矢委員 一時転用と農地改良届の違いを教えてください。

事務局 昨年度、農地改良指導要綱を新たに定めた際、農地改良届に該当するのは面積が3,000㎡未満、高さ1m未満、施工期間は6か月未満としています。田を畑に変えるというような盛土の場合は農地改良届ということで整理いたしました。いずれかの要件を超える案件については農地法に則った一時転用許可と整理いたしました。

議長 なお、議第2号のうち番号1番及び2番は、面積が30アールを超えるため、農地法第4条第4項の規定により、山形県農業会議の意見を聴く必要があります。

議長 他に御質問ございませんか。  
(質問なし)

議長 お諮りいたします。議第2号のうち番号1番及び2番は、山形県農業会議の意見を聴いたうえで、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第2号のうち番号1番及び2番は、山形県農業会議の意見を聴いたうえで、許可することに決定しました。

議長 お諮りいたします。議第2号のうち番号3番は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第2号のうち番号3番は申請のとおり許可することに決定しました。

---

議長 議第3号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 (総会資料に基づき説明。)

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、松田康政委員。

松田委員 申請のとおり問題ありません。

議長 2番、高橋昭義委員。

高橋委員 周りが宅地になっていますので問題ありません。

議長 続いて、調査会委員の説明を求めます。

仲野委員 4月5日、地区担当委員、高橋委員と共に現地調査を行いました。許可相当にあたると調査会で判断し、何ら問題ないと御報告申し上げます。

議 長 　　ただいま説明がありました。御質問等はありませんか。  
（質問なし）

議 長 　　お諮りいたします。議第3号は、申請のとおり許可することに御異議  
ございませんか。  
（異議なしの声）

議 長 　　御異議なしと認め、議第3号は許可することに決定しました。

議 長 　　ここで、議長職を交代します。  
（細矢委員、小川委員、武田委員、堀越委員 退室）

---

佐藤議長 　　議第4号「令和4年度第1回農用地利用集積計画について」を上程  
します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　（総会資料に基づき説明。）

佐藤議長 　　ただいま説明がありました。御質問等はありませんか。  
清野委員。

清野委員 　　経営移譲した際の手続きについて。以前は経営移譲した場合には、  
いったん解約して新規で借りるという手続きを取っていたと思うの  
ですが、今回はしていない。やり方が変わったのか、以前から解約は  
必要なかったのか説明していただきたい。

事 務 局 　　現時点での認識ですが、利用集積計画では契約期間が満了した時点  
で契約は終了となります。一方3条での契約は契約が満了してもその  
後自動更新になり契約は続いていきます。集積計画は契約が満了すれ  
ば契約は終了し新たな貸し借り等ができるようになる一方、3条は解  
約が必要となります。従来から集積では契約満了時に解約を必要とせ  
ず新たな契約が可能だったと認識しております。

佐藤議長 　　他に御質問ありませんか。  
（質問なし）

佐藤議長 　　お諮りいたします。議第4号は、原案のとおり決定することに御異  
議ございませんか。  
（異議なしの声）

佐藤議長 　　御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり決定しました。

佐藤議長 　　ここで、議長職を交代します。  
（細矢委員、小川委員、武田委員、堀越委員 入室）

---

議 長 　　議第5号「天童農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」

を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 (総会資料に基づき説明。)

議長 ただいま説明がありましたが、御質問等はございませんか。

(質問なし)

議長 お諮りいたします。議第4号は、原案のとおり変更することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第5号は、原案のとおり変更することに「異議なし」として意見することに決定しました。

---

議長 以上をもちまして、令和4年度第1回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時10分 閉会

---

上記のとおり会議の内容を収録し、相違のないことを証するため署名する。

令和4年4月13日

天童市農業委員会 第1回総会

議長 堀越 重助

議事録署名委員 9番 今野 滋 委員

10番 太田 博巳 委員